

日本感情心理学会倫理委員会規程

第1条（設置） 日本感情心理学会理事会に、倫理委員会を置く。

第2条（目的） 倫理委員会は、本会会員の研究倫理についての啓蒙と適正な倫理観に基づく研究活動を支援すると共に、本会に関わる活動において、日本感情心理学会投稿倫理規程に反するような不正行為、及び日本心理学会倫理規程に抵触する倫理的問題（以下、「倫理的問題」と言う。）の排除に努めると共に、これらを含む研究倫理に関わる問題が生じた際に速やかに対応することを目的とする。

第3条（会員の責務と権利） 本会会員は、日本感情心理学会投稿倫理規程、及び日本心理学会倫理規程を遵守するものとする。

- 2 本会会員は、倫理的問題が疑われる事案に遭遇した場合、第5条1項で規定する倫理問題相談窓口にご相談することができる。
- 3 本会会員は、第6条1項で規定する調査委員会による調査について、特段の事情がない限り協力することとする。

第4条（委員） 倫理委員会の委員は、倫理的問題について専門知識を有する、理事長より指名を受けた理事1名、副理事長より1名、及び編集委員長の3名により構成する。

- 2 理事長より指名を受けた理事が委員長となる。
- 3 副理事長が副委員長となる。副委員長は、委員長がその役割を担えない場合に委員長の代理を務める。
- 4 委員の任期は役員の任期と同様とする。

第5条（委員会の活動） 倫理委員会は、倫理問題相談窓口を設け、学会員等から不正行為・倫理問題に関する相談や情報提供を受ける。

- 2 倫理委員会は、学会の研究活動において、倫理的問題が疑われる事案が発生し、常任理事会から依頼を受けた時、倫理委員会内に調査委員会を設置し、調査を行う。
- 3 倫理委員会は、調査委員会の委員、及び調査結果を理事長に報告する。
- 4 倫理委員会は、会員の研究倫理意識の向上に資する啓蒙、研修活動を企画、運営する。

第6条（調査委員会の権限及び義務） 調査委員会は、当事者及び関係者からの事情聴取、必要な資料の収集を行うなどして、倫理的問題に係る事実関係を調査することができる。調査の手続きは別に定める。

- 2 調査委員会は、調査の結果を倫理委員会に報告する。

第7条（調査委員）調査委員会の委員は以下の者をもって充てる。ただし、調査対象者と利害関係があるものは除く。

- ①倫理委員会委員長が指名したもの1名
 - ②当該分野に関する専門知識を有するもの1ないし2名
 - ③倫理的問題について専門知識を有するもの1ないし2名
- 2 前項1号で規定する、倫理委員会委員長が指名したものが、調査委員会委員長を務める。
 - 3 前項で規定する委員のうち、非学会員は半数を超えないよう配慮する。
 - 4 倫理委員会委員長が調査対象者、又は利害関係があると認められる場合は、倫理委員会副委員長が委員長を指名する。
 - 5 調査委員会委員長は、倫理委員会委員長をもって充てる。

第8条（守秘義務）倫理委員会委員、及び調査委員会委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞した後も同様である。

付則

1. 本規程は、2016年6月3日から施行する。
2. 本規程の改正は、2017年4月24日から施行する。